

平成 28 年 3 月 9 日

貝塚市議会議長
北尾 修 殿

研修会参加報告書

参加報告者 平岩征樹

2015 年第 17 期自治体政策講座 in 東京

これからの自治体・議会の責務Ⅱ

開催日：平成 27 年 8 月 19 日（水）～8 月 20 日（木）

会場：自動車会館（市ヶ谷）

- 1、 自治体議会の役割～自治の要としての議員とは～
講師：竹下 譲（自治体議会政策学会会長）

世界から見た日本の地方議会という視点から、制度として成り立ちから地方議会を学ぶことができた。権限も位置付けも不思議な制度の地方議会ではあるが、歴史を紐解くと明治初期の制度がほとんど議論されることもなく今に至っているという事実がある。地方議会に対する批判も原点はここにあるのかも知れないが、この中で住民の意思をいかに反映していくかが議会に問われるところであり、地方議会の在り方を考えるよい機会となった。

- 2、 これからの公共交通～社会基盤整備における市民参加～
講師：寺部 慎太郎（東京理科大学教授）

交通計画の定義と諸課題、道路整備等都市計画のプロセスについて、これまでの歴史的な流れと法改正について踏まえた上、NIMBY (not in my back yard) 問題を解決する手法として、事業主体による市民の巻き込みである PI（パブリック・インボルブメント）導入について学ぶことができた。膨大な時間と人と金をかける遠回りと言った批判もあるが、市民の不信感の取り除き、トラブル回避、サイレント・マジョリティーの取り込む機会提供などメリットも大きく、

市民関与の意義をしっかりと認識し更に手法を研究していく必要があると感じた。

3、 これからの自治体財政～地方財政計画と課題～

講師：神野 直彦（東京大学名誉教授・地方財政審議会会長）

財政の3つの機能（所得再分配・経済安定化・資源配分）のうち、所得再分配と経済安定化機能は入退自由な地方自治体は担えないとされてきたが、ボーダレス化・グローバル化に伴い、準私的財といえる現物給付を提供することによって分担せざるをえなくなっている。具体的な自治体財政の話として、平成27年度地方財政計画のポイントの話があり、通常収支分で「まち・ひと・しごと創生事業費」に約1兆円計上、臨時財政対策債の発行抑制、歳出特別枠の実質的維持、地方交付税原資の安定性の向上・充実を図るための法定率見直し、公共施設老朽化対策の経費充実についての説明があった。

4、 分権一括法からの15年～自治確立に向け何を変えていくのか～

講師：新藤 宗幸（公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所理事長）

2000年4月の地方分権一括法の施行から15年、1995年の地方分権推進法ならびに地方分権推進委員会の設置から20年経つ中、地方分権改革の気運を再興するために何が問われるか。結論は、結局は議会改革の不徹底であり、議会改革こそ分権の推進力であり、ローカル・デモクラシーのないところに民主国家はない。現在まで多くの処方箋は出尽くしていることから、より一層議会改革の徹底が求められる。

5、 これまでの地方再生・都市再生の誤りを超えて ～「開発の墓標」から学ぶまちづくりの経営力～

講師：木下 斉

（一般社団法人エリア・イノベーション・アライアンス代表理事）

これまでの公民連携の主は「効率化とコスト削減を図るだけ」になってしまい、PFI事業は単なる公共施設割賦払い事業、PPPにおいてはPFIのように資金調達部分を民間側に切り出したもの、指定管理のように管理業務を行政内から民間側に切り出したものが中心であった。また、指定管理事業は単に安いサービス提供手段となり、公民連携に要求されている公共サービスの充実を図る上で不十分であることは明確である。近年、PRE（公的不動産）という言葉が出てくるようになり、公共資産も不動産として利活用を前提に考えることが求められているが、「稼ぐ知恵を入れ、サービスもより良くする」という観点が必要で

ある。公共としての財源+稼いだ収入により、不足する公共財源を補完し、サービスの充実を模索していくという新たな公民連携の道を模索しなくてはならない。

